

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第 十 七 号

昭和三十八年五月二十三日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事神田 博君 理事始関 伊平君

理事岡田 利春君 理事多賀谷眞稔君

理事中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

倉成 正君 藏内 修治君

中村 幸八君 井手 以誠君

滝井 義高君 細迫 兼光君

松井 政吉君

出席政府委員

通商産業政務次 廣瀬 正雄君

通商産業鉱務監 八谷 芳裕君

監督官 (鉱山保安局長)

本日(本日)の会議に付した案件

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第六四号)

○上林山委員長 これより会議を開き

ます。

内閣提出、石炭鉱山保安臨時措置法

の一部を改正する法律案を議題とし

て、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを

許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 石炭鉱山保安臨時措

置法が施行されてから、私の手元にあ

る資料では、今年の三月末までの石炭

鉱山整理交付金を交付した炭鉱数は、

四十八炭鉱の報告が行なわれておっ

て、しかも交付金を引き渡した炭鉱数

が十炭鉱、こういう資料が実は手元に

あるわけです。

そこで、一年有半経過した本法施行

以来の業務の実態は一体どうなってお

るか、この点についてまずお尋ねした

いと思うわけです。

○八谷政府委員 ただいま先生の御指

摘のありました三月までに報告いたし

ましたのは四十九炭鉱になつておりま

すが、合計で約年産額に直しまして七

十四万トンでございます。その後四炭

鉱をやつておりまして、一応この四十

九炭鉱に對しましては、約四割の十九

炭鉱が、鉱業権者に対して交付金の交

付をしておるような状況でございま

す。

おとしの二月に始めたわけござ

いますので、事務的に非常におくれて

おる点があるのじゃないかというよう

な御指摘だと思いますが、このやり方

につきまして三つの段階が考えられる

わけでございます。第一段階といいた

しましては、廃止勧告をやりまして、そ

れから交付金を決定いたしました交付

指令を行なう段階でございます。それ

からその次には、鉱業権者がそれに基

づきまして、鉱業権の消滅登録をやる、

こういう段階があるわけでございます。

その次に、鉱害の公示等を行ない

まして、鉱害量を決定いたしました。貸

金債務とそれから整理債務の比率等

を決定していき、こういう段階になる

わけでございます。全般的に私ども

も、御指摘のとおり事務が必ずしも順

調に進んでいないのではないかと、こ

うふうな気もいたしまして、石炭局

の方とも同士の連絡も十分とりつ

つ、一日も早く――未払い賃金あるの

は鉱害の被害者あるいは鉱業権者、こ

の三方面にいくわけでありまして、

も、その方面に金がいくように進めて

おるわけでありまして。

どういふ点が一番大きな難関になつ

ておたかと申し上げますと、合理化事業

団あたりでやりますものは、申し込み

をいたしまして、みずから事務を非常

に進めてまいるわけでありまして、こ

の保安不良炭鉱は、いままでですに先

ほども申し上げましたように四十九炭

鉱、約五十炭鉱で七十三万トン。とい

いますと、一万四、五千トンの小さな

山ばかりでございます。交付金を決

定いたしましたのは出炭額がどれだけか

というところを一つ確定しなければなら

ぬわけでございます。ところが、決定

の基礎になりますいろいろな資料とい

うものが非常に不明確であるというよ

うなこと、あとで疑義が残らない

ように、いろいろな資料からこれを調べ

上げていくというふうな段階が相当時

間がかかつていくというところが一つで

ございます。それから、鉱業権を抹

消するといいたしまして、差し押えあ

るいは抵当権者の事前話し合いとい

うこともありまして、鉱業権の抹消に移

る段階までにまた相当な時日を経てお

る炭鉱もあるわけでございます。それ

からその次には、鉱業権が抹消されま

す、二カ月間の鉱害の公示期間を経

まして物件が出てまいりまして、この

鉱害をいろいろ調査いたさなければ鉄

害債務というものの総額が決定しな

い。そういうことで、勢い未払い賃金

の比例配分もできない。こういうこと

になつて、おおむねこの三つの段階が

一番問題になるんじゃないかと思つて

わけでございますが、それぞれの段階に

つきまして、いろいろ事務的にもだん

だんなれてまいつておりますし、所要

の改善も加えられておりますので、今

後いまままでのようにおくれることのな

いように十分つとめたい、かように考

えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 大体、この三月まで

の資料ですが、この法によつて、廃止

勧告は第七次には及んでおるわけだ

か。その後第八次勧告が行なわれたか

どうかしりませんけれども、いま局長

が説明しましたように、廃止勧告が行

なわれてその後交付申請がそれぞれの

炭鉱から行なわれ、その申請に基づい

て調査をし、鉱害を確定し、賃金の未

払いを確定して、そして最終的に交付

金を引き渡す、こういう順序になるわ

けであります。この間非常に時間が

かかり過ぎるのではないかと、こ

ういふ感じがするわけです。ケース・バイ

・ケースで若干違いがあるかと思いま

すけれども、大体勧告が行なわれて交

付金が交付されるまではどの程度の日

数が平均値としてどうしても必要な

か、この点について若干詳しくお聞か

せ願ひしたいと思います。

○八谷政府委員 これは個々に非常に

違つてまいりまして、指定統計があつ

て、その指定統計がもうすでに出され

ておりまして、しかも指定統計自体に

疑義がない――いろいろな指定統計と

いうのは一方的に出してこれらるわけ

であります。そういう書類に疑義が

ないというふうなことになります。地

方通産局でこれを調べまして、それから

本省のほうへ上がつてまいりまして、本

省の方でそれを確認していくというよ

うな行為、それから交付決定をする会

計法上のいろいろな手続というふうな

ことになりまして、比較的順調に進み

得るわけでございますが、先ほども申

しますようにそういう統計面、日ごろ

から出されておる書類、それからまた

そういう書類も出されていらないとい

うようなものが非常に多いわけござ

います。平均どのくらいというふうなこ

とは、非常にこ

ろころという細かい炭鉱にな

りますとむずかしいというところござ

います。事務煩瑣の一端を申し上げ

ますと、過去三年間の平均出炭をと

るわけでございますが、そういう中で施

業案違反の出炭とか、あるいは侵掘炭と

か買いつけ炭というふうなものを、み

んな洗つていかなければならぬわけ

であります。そういう操作のために出炭

査定までに非常に時間がかかっている

わけでございます。この段階におきま

して平均がどのくらいということとは的

確に申し上げかねますけれども、非常

にスムーズにいきましたのは、これは

字部の一つの例でございますが、二月

九日に勧告をいたしまして三月二十二

日という時期にはすでに交付決定がで

きている、こういうものもございます。それから、そのあとでございますけれども、五月の中旬にやりまして八月の中ほどというふうに、やはり三カ月かかった、こういう例もございまして、みんなそれぞれ差がありまして、非常にスムーズにいけば、この一つの例が示しますように、こういう状態でいき得るのじゃないだろうか、かように考えるわけでありまして。

○岡田(利)委員 私は合理化法に基づいて買い上げをする場合と、この石炭鉱山保安臨時措置法に基づいて廃止勧告をして交付金を交付する場合とは、いずれも合理化事業団でその業務をしておるわけですが、その立法の趣旨と精神からいっても当然大きい違いがあると思うわけですが、もちろん現実の問題としてはいろいろあるでしょうけれども、立法の趣旨からいえば、これは保安が不良であつて労働者が稼働しておることが適当ではない、こういう認定のもとに廃止勧告がなされるわけですから、その精神からいえば、廃止勧告と同時にその山の操業というものは停止されるのが本来の筋ではないか、こういう感じが実はするわけですが、保安が危険なんだからこれはどうしてつぶさなければならぬ、政府の勧告で交付金を交付してつぶすんだという実態で勧告するのですから、勧告をされて保安改善をする山もあるかもしれないけれども、改善ができないという大体の前提を立てて勧告をするわけですから、そういう筋からいって、勧告をすれば即操業停止、そうして事務的な手続をして交付金を交付するというのが立法の趣旨であり、法の精神ではなからうか、私はこういう感じがする

るわけですが。しかし、本法が施行されて実運用されているのを見ますと、普通一般の合理化臨時措置法に基づく買い上げと同じような手続、方法があるわけですから、その間非常にいろいろの問題が実は出てくるわけですが、しかも相当の期間を要する場合もあるというところもあるわけですから、そういう面から見て、私は本法はむしろある程度再び改正をして、廃止をしるという勧告が行なわれた場合には、具体的な勧告に基づく改善計画というものを出して即実施計画を出さない限り、当然これは操業が停止されるべきである。もちろんその間の事務的な手続その他期間、労働者がおればこれに対する補償というものは、基準法なりこういうものを準用してその間ある程度生活保障する。そして正式に交付金の交付されるに資金の未払いを確定し、鉱害を確定して、その山が即正式に閉山になる。こういうケースの方が私は立法の趣旨からいっても望ましいのではないかと、こう思うわけですが。

こういう考え方に立つと、本法は若干不備な面がある、こう私は理解をするのですが、実際保安勧告というものは単なる政治的に行なわれておるのではないのです。操業が危険である、だからこれを廃止せよという勧告なんですから、当然電光石火、即決的な措置がとられないところに、今日多くの問題がたまたま出されている、こう思うのですが、その点の見解を承りたい。

○八谷政府委員 先生の御趣旨は非常によくわかるわけでございます。その方法といえましては、廃止勧告をするまでの間に事前調査を十分にやっておく、事前調査を十分にやっておく

て、廃止勧告とともに交付金を決定していく、こういう段階になってきますと、第一段階の難関は突破されるわけでございます。これは私も一つの方法として考えられる点でございますけれども、いろいろ事実の問題に直面いたしますと、総合調査をいたしました、それから悪いということが決定いたしました、その間にあまり一方的に事前調査はできない。やはり向こうから資料を出させるというようなところからいって、勧告の段階まで運ぶというようなことが、その鉱山自体でもまだ勧告を受けるかどうかかわらないというよりな事態にもなってくるわけでございます。そういう場合に、労働者の動揺あるいは債権者からのいろいろな問題、あるいは販売上の問題等が勧告前に露呈されてくるというところが非常に心配される点でございます。そういう点がなければ、事前にこまかく検討をして、そのかわり勧告自体がおくられてくると思ひます。勧告自体がおくられてきますから、結局はトータルサムとしましては違わないかもしれませんが、しかし勧告するに至りますまでの間にそういう事前作業をやりました、これが極秘裏に、相手方にショックを与えないような状態で進行し得るかというところの研究をやってみる必要があると思ひますけれども、ただいま申しますようなことが非常に難問ではないかと考えるわけでございます。こういう点については十分今後検討いたしたいと考えております。

これには操業停止の問題もあるでしょうし、作業中止の勧告もあるでしょうし、いろいろあるわけですが、これと同じ勧告でも、一方においては廃止勧告、一方においては鉱山保安法に基づくいろいろな勧告があるわけですが、保安法に基づく勧告の場合は、即それが実施に移されなければ意味がないわけですが、もちろんそのためには聴聞会を開く場合もあるわけですが、いずれにしても、勧告が出された場合には、勧告命令といえますか、命令なわけですから、従わなければならぬわけですが、ところが、保安臨時措置法の場合には廃止勧告ですから、廃止勧告をして、勧告に応じないという事態も当然出てくるわけですが、そういう事態が出てきた場合には、廃止勧告をする以上は保安法上の勧告命令に關する事項が存在するから、廃止勧告をしたと思うのです。ですから、これは解釈のしようでは同じものではないけれども、実態は結局同一のものではないのか、こういう理解をするわけですが。しかしながら、現在石炭の合理化、近代化という方向でいわゆるスクラップが行なわれている。そういう面では一般買い上げと保安買い上げという面があつて、保安という問題もびんからきりまであつて、非常に区別がつかないという場合にはある程度理解ができるのですが、厳密な意味における勧告の場合は、これは当然操業中止の部分があつたり、あるいは作業してはならないという個所が随所に存在するところのみに廃止勧告は限られてくるのではないかと、どう思ふわけですか。この点のかね合ひはどうか理解をされておるか。

それから、いままでは廃止勧告が行なわれた場合にそういう面の問題点は出てこなかったかどうか、そういう事実があつたかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○八谷政府委員 第一点といたしまして、廃止勧告のものと鉱山保安法との関係でございますが、廃止勧告に至ります私どもの考え方は、本来保安といふものは、改善をされていかなければならない。廃止勧告といふものは、いよいよ最後の手段である。できませんならば、廃止勧告をやるべきでなく、何とかして改善をし、法規にもとらないうような災害の防止の方法を講じて操業を継続していくことが、保安監督をやっております私どもの立場でなければならぬと思ひわけでございます。しかし、保安法で申します改善の命令あるいは改善の通達等をいろいろ実施いたしましたけれども、どうしても直つていかなないというようなものに對しまして、しかも、それが経理状態等を調べてみますと、もう改善の余地がない、あるいは立地条件的にもますます困難な状態、保安上危険の状態に立ち至る、こういうものにつきますと、最終的な段階として廃止勧告をするわけでございます。この両者固には、その限界点はおつしやるとおり非常にむずかしい点がありますけれども、考え方としてはそういうことで進めているわけでございます。

従来三月までに四十九鉱山の廃止の勧告をやつたわけでございますが、実はそのほかに別に三鉱山の廃止勧告をやつております。この三鉱山の廃止勧告をやつたところが、どうしても勧告に應じない、しかも改善をする、こういうことになりまして、それではどう

いうふうに改善をやっていくかという改善計画を立てさせたりしたわけでございますが、そのうちの二つは、悪かった部分はほとんど放棄をされていきまして、休山状態になっているわけでございます。それから一つは、改善されていったわけでございます。そういうふうな改善の勧告を聞かない炭鉱もあるわけでございますが、そういうものは、ただいま申しましたように、過去においては三つの炭鉱でございます。現在では保安法上その心配はないような、結局その時点ではやめた、また今後新しく続けた場合には別途の問題が起きるかと思いますが、過去の状況はさうなっているわけがあります。

○岡田(利)委員 大体、法の運用としては鉱山保安法が優先すると思うのです。そうして、いわゆる保安法並びに保安規則に準拠して改善通達が行なわれ、あるいは改善命令が下されていく。しかもそれで改善の見込みがないという場合には本法が適用されて、廃止勧告が行なわれて、整理交付金というものが交付される。これが大体たてまえだと思ふ。しかし、実際問題としては、鉱山保安法の場合、その運用が非常にむずかしい。勧告通達まで出すけれども、命令というものは出さずには、裏づけがないために、非常に困難を伴うということ、保安法の運用というものが法の目ざしている方向になかなか困難であったというのが過去の実績だと思ふのです。しかし、今度石炭鉱山に限っては、保安臨時措置法という法律ができています。それから、そういう意味では、この鉱山保安法を厳密に運用していく、こういう

態度はやはり必要ではないか。そうして改善ができない場合においては、即これを買い上げる。しかも事前調査については、この法の第四條に明確に示されているわけですから、そういう考

え方ではやはり強力に運用する必要があるのでないか、実はこう考えるわけですか。そうしますと、炭鉱というのは、ぼつとできて操業に入っているのではありませんから、大体日本の炭鉱で要保安注意炭鉱といふものは、しかも改善が資力的にも非常に困難である、こういう炭鉱は、改善ができなければ自然廃止されなければならぬのではないか。そういう可能性を持つてい

る炭鉱というのは、おのずからきまつくと思ふのです。それは全部が廃止勧告されるというのではないでしようけれども、そういう面については、事前調査のブロックというものがあらかじめ予想されて、綿密に調査が行なわれて、そうして法を運用するときは迅速に運用できる、こういう運用の方針というものが明確でなければいかぬのじゃないか。これは事保安の問題ですから、そうゆうふうにやっているのでないか、これは行政上、運用上必要ではないか、こう実は私は考えるわけ

です。したがって、この法どおりの運用は非常にむずかしいかと思ふますけれども、この法の精神をより生かしていくために、いま一歩積極的なそういう調査が事前に継続的に行なわれておる、しかも廃止勧告される場合には、それが迅速かつ適正に廃止勧告が行なわれる、それに基づいてすみやかに交

付金が交付されるということが望ましいと思ふわけですか。

○岡田(利)委員 大体いままで廃止勧告が行なわれた炭鉱が四十九であり、その年間総出炭量が七十四万トンであつたというふうになります。一炭鉱あたりの大体平均の出炭規模は一万五千トン程度。したがって、日産にする

と千五百トンくらいになる。山になるわけですから、平均値を求めれば、そうしますと、一万トン以下の炭鉱が最近減つたでしようが、大体百五十前後くらいあつたと思ふわけでありま

す。大体一万トン以下の山なんというものは、諸外国には例を見ないものなんです。わが国特有な炭鉱であるわけですから、そういう面から考えると、もちろん北海道のようにごく浅い斤先掘り、タヌキ掘り程度の炭鉱もあるでしようが、大体保安上の見地から見れば、この年産二万トン以下程度の山はほとんど問題になつてくるのではないかと、私はこういう感じがするわけ

です。したがって、要保安注意炭鉱というものは、いま百二十五万トン程度というお話もありましたけれども、すでに廃止勧告が行なわれた以外に、まだ保安勧告に至るのではないかと、この可能性を持っている山は大体どの程度の規模なのか、これをもう一度お尋ねしたい。

八年度では行なわれるように予定しているわけですか。

○岡田(利)委員 大体いままで廃止勧告が行なわれた炭鉱が四十九であり、その年間総出炭量が七十四万トンであつたというふうになります。一炭

鉱あたりの大体平均の出炭規模は一万五千トン程度。したがって、日産にする

と千五百トンくらいになる。山になるわけですから、平均値を求めれば、そうしますと、一万トン以下の炭鉱が最近減つたでしようが、大体百五十前後くらいあつたと思ふわけでありま

す。大体一万トン以下の山なんというものは、諸外国には例を見ないものなんです。わが国特有な炭鉱であるわけですから、そういう面から考えると、もちろん北海道のようにごく浅い斤先掘り、タヌキ掘り程度の炭鉱もあるでしようが、大体保安上の見地から見れば、この年産二万トン以下程度の山はほとんど問題になつてくるのではないかと、私はこういう感じがするわけ

に合理化事業団あるいは自然廃山というよりな形で非常に整理をされてきまして、この百二十五万トンの中には五万トンあるいは六万トンというふうなものも入つておられます。しかし、そうして平均いたしますと、いままでの一万四、五千トンというくらいの規模のものが大部分でございます。

○岡田(利)委員 私は石炭鉱山保安臨時措置法に基づく廃止勧告による交付金の交付は、もちろん毎年度予算が計上されるわけですが、それはやはり一応予算は計上されて、それ以上にはほる場合も考えられると思ふのです。しかし事保安の問題でございますから、そういう面はある程度予算を流用しても、あるいは予備費等を支出しても、すみやかに整理すべきものは整理すべきである、保安上の見地に立てば私はむしろそういう積極的な意見を持つておるわけですか。いままでは大体予算なりに運用してきたと思ふのです

が、将来そういう場合は当然そういう考え方で対処すべきではないか。もちろんその膨大な額にはのほるものではないですが、特に今年から来年にかけてそういう面が相当弾力的に運用されることが望ましいのではないかと、それは単に保安上の見地だけでなくして、いまの政府の志向しているスクラップ・アンド・ビルドの合理化の方式、方向からいっても、事保安上問題のあるものは、やはりこれはすみやかに処置をしていくということが人命を尊重することにも通ずるわけですから、そういう態度が私は至当だと思ふのです。この面、政務次官からその見解をお尋ねしたいと思ふわけ

です。○廣瀬(正)政府委員 ただいま御指摘

の問題につきましては、さような必要もあるいは起こってこようかと考えられるわけでございまして、必要に応じて予備費の流用等を考えてまいりたいと思ひます。昨年度も予備費を流用いたしてあります。

○岡田(利)委員 本法が二カ年の時限立法を、さらに一カ年有効期限を延長するという提案がなされておるわけで、これは来年の十一月まで延長されることになるわけなんです。石炭の合理化計画は昭和四十二年を目ざして、これは有澤調査団の答申に基づきその計画が一応きまつておるわけですが、私は保安の問題というのは、よほど産炭構造というものが合理的にならない限り、ついで回つてくると思ひます。やはり最終的に産炭構造がヨーロッパのように近代化、合理化されれば、廃止勧告というよりなことは起きないで、むしろ保安法に基づいてこれは運用されるべきだ、こう思ひます。そういふ最終的な合理化体制、産炭構造の体制が完全にとれるまでは、やはり若干でもついで回るのじゃないか、こういう感じが実はするわけなんです。

そういったしますと、一年間の延長というものは、これは短過ぎるのではないかと。むしろこれは二年ないし三年の時限立法としてさらに延長するべきではないか、こういう見解を持っておるわけなんです。この点、一年間の延長で事足りるという考えなのか、当面一年間延長することになるのか、実際問題として、私はこの点非常に理解に苦しむ点が実はあるわけなんです。私に言わしめると、実際にそれはなくても、なければならぬ方がいいのです。しか

し、二山でも三山でも、十炭鉱でもあれば、当然この法というものはそう簡単に廃止するわけにはいかぬと思ひます。炭鉱の合理化が完成するまでは、やはり考えなければならぬのではないかと、こういう気がするわけなんです。そういう面で、一年間延長の根拠あるいはその背景というものは、一体どう把握されておるのか、お伺ひしたいと思います。

○八谷政府委員 先生の御指摘を裏返して申しますと、一年間延長すればもう保安不良の炭鉱はなくなるのかというよりなことになるわけなんです。事保安に關しましては、特に石炭鉱業のよりに、地下を掘り進みまして、日々地質条件その他地下の保安状況が違つてきますものにつぎましての確実な見通しというものは困難でございまして、けれども、もとよりこの臨時措置法の制定当初から振り返つてみますと、これは二年の時限立法にしましたときには、二年間とかく進めまして、そのあとは、ただいま議論になつておりましたような保安法の基本に立ち返つて当然改善させるべきもの。こういう、ある意味においては保安法と車の両輪というよりなもので、当然改善されるべきものをやめなさいというよりな姿のやり方がいつまでも続くべきでないのじゃないか、こういうことから二年の特別の一過程として取り上げられてきたわけにございまして、その後、いろいろやつてみますと、当初考えました以上、御承知のとおり石炭界の状況で、二年間をさらに二年間延長して考えていく。三十六年と三十七年を、三十八年、三十九年までやつていく。こういうことが一年延長という、期間的に

は一年で足りるわけでありまして、当初の二年を倍の四年に実施していく、こういう考えになるわけにございまして、それで、当初一応考えました二年間のほかにこの二年間をやつて参りますと、合理化法に基づきます整備が、御承知のとおり、本年度と来年度と大幅に――来年度のことは私どもとしては申し上げられませんが、おそろしく大幅に拡大されて、しかも急速に進行していくように考えられるわけにございまして。そうしますと、それ以後の四十年、四十一年というよりなときに参りますと、ほとんどがビルド山というよりなことになるのではなからうか。合理化自体がそれで完了したという意味ではなくて、整備としてはそういうよりな進行をするのではないかと、私は想像するわけでありまして。そういたしますと、一応ここで一年間を延長しておけば、数字的に一応の計画をいたしましたしては、三十九年度になりまして要注意炭鉱が年産額にして四十万トン程度になるのじゃないか、こう想像されるわけでありまして。そういったしますと、この半分程度を一応いま予想いたしましたして作業を今後進めていきたいと思います。この四十万トんと二十万トンの差額につきましては、合理化事業団にいくもの、あるいは自然消滅するもの、改善するものというよりな形になるのではないかと、こういうふうに予想されるわけにございまして。以上のような一応の根拠から、来年度、昭和三十九年度までをやる、こういう考えに立つたわけにございまして。

○岡田(利)委員 石炭鉱山保安臨時措置法ができたゆえんというものは――

大体諸外国ではこういうばかな立法措置をしてゐるところはないわけなんです。これはいままでの政府の石炭政策というものが非常に野方図であつて、どんな小さい山でもどんどんつくらせる。しかも、合理化臨時措置法が施行されたから炭鉱の變動によつて、一ぺんに二百の炭鉱ができる、景気が悪くなれば二百五十の炭鉱が一ぺんにつぶれてくる。こういう現象を歴史的に繰り返してきたと思ひ。エネルギーの消費革命の中で、こういう急速な合理化の中で、どうしても急速にこういう立法措置をして、一方においては保安を守り、一方においてはそういう山を整理をして社会問題を解消していこうというところから、保安臨時措置法というものができたゆえんがあるのではないかと、私はこの理解をしておるわけなんです。

しかも、今日の合理化というものは確かに急速に進んでおるわけなんです。しかも石炭鉱業審議会なり政府が合理化の政策を進めていくのにあたつて、その視点というものは、どうしても大手炭鉱に向かれておると思ひます。大手炭鉱については、会社から明細な資料も出させ、十分これを検討して、しかも影響が大きいですから、それだけに雇用対策、その他についても対策を立てていく、こういう方法がとられるのですが、一方、中小炭鉱については、そこまで綿密な調査が行なわれておるわけではないわけなんです。大体概念的な調査の上に立つて、石炭政策とにらみ合はせると、中小炭鉱というものは最終的には大体いまの二割程度の山しか残らない、こういう

想定に立つて中小炭鉱の場合には合理化を進めておると思ひます。

私は、中小炭鉱の場合には、政府が考へてゐる方向に、あるいは調査団が考へてゐる方向には、そう簡単に参らぬのではないかと、やはり中小炭鉱でも、条件のいいと申しますか、細々でもやつていける、非常に市場性のある、また炭がそれに向く、そういう特殊な面というものがいろいろ条件として出てまいりますから、そういう面では、中小炭鉱というものは、いまは急速にある程度整理をされていくのではなからうか、こういう感じがするわけなんです。しかし、資本の側からいへば、炭鉱はいま撤収作戦の時期だと思ひます。ですから、新たに投資をするなり、そういう体制の中では長く生き延びていくというところまではまだまいらぬのではないかと、こう考えるわけなんです。そうしますと、一応の合理化体制ができるまでは、そういう保安上の廃止勧告をする山というものはどうしてもある程度ついで回るのはないか、こう考えるわけなんです。しかし、政府として一年間延長する、一年間でそれも一応区切り点をつけるのだ。あとについては、それは自然消滅されるのか、あるいはニュー・スクラップ方式でいくのか、一般の整理でいくのか、ここが非常にむずかしいところではないかと思ひます。一度制度を立てたのですから、二年間やつて一年延長して、それではつきり区切りがつけるものかどうか。一方においては政府の石炭政策の合理化というものは、四十二年を目ざして、四十二年度には一応自立できるという想定を描いてい

わけです。ですから私は、そういう意味では、この法の適用が少なくないことというよりは、望ましいことです。しかしながら、本法としては、やはり一応石炭合理化の一翼もある面ではなっておるわけなんです。それから、その点ではこの期間というものは一応四十二年を目標にして生かされていったほうが、より望ましいのではないかと、こう考えるわけです。毎年四十万トンなくても、あるいは二十万トンないわけなんです。最終的にはなくとも、十萬トンです。しかし、いまの石炭政策の大きな柱の面から見れば、その一翼をになつておるわけなんです。それから、その面では一年の延長というものは大体よろうというところから、当初二年の時限立法であるから、さらに延長しても一年、最高二年だというのが常識ですから、そういう面から一年の延長のほうが出てくるのではないかと、こう私は私なりに判断しておるわけです。この点、一応一年で事足りるという考えでありました。けれども、いま申し上げました面からいって、この点は私がいま言った趣旨というものは十分考えられて今後対処されるのか。いや、それはもう区切り点をはっきりつけるのだ、ほかの立法措置と違いますから、保安の廃止勧告などというものは、私企業をやめるといふのですから、そういう点について一体どこまで確たる検討が行なわれたのか、行なわれておるのかおらないのか。この点、もう一度政務次官からでも御答弁願いたいのです。

では、鉱山保安法と臨時措置法の二本立てでいくことがいいか悪いということにすぎません。いろいろな御議論があらうと思ひますけれども、とにかく二つの方法でやるということになりまして、一方は一年延長したい。一年延長したいとして、その時限がまじりましたならば、それでまたなかなかデリケートな問題が起こるのじゃないかという御指摘でございまして、私も必ずしも全面的な異存があるわけでもないわけでもございまして、実ははたして一年延長でいいか、あるいはもう少し延ばす必要がありやせぬか、御指摘のように石炭合理化政策は四十二年を目途としておるわけでありまして、そういうことを考え合わせまして、いろいろ検討いたしましたのでございしますけれども、予算も併う問題でございまして、いろいろな関係もございまして、結局一年の延長ということにはいたしたわけでもございします。そこで、御所見もございしますが、事態の推移をもう少し見守りまして、この際一年の延長をいたしまして、現在の私どもの考えをいたしまして、その上は、一歩進んでおります合理化整備の方策もございします。そういうことでございします。で、鉱山保安法でいけるかと思つておられますけれども、さらに事態の推移を見守りたいと思ひます。

〇岡田(利)委員　こゝろのことを言ふのはどうかと思うのですが、私は日本の炭鉱で保安法並びに保安規則を完全に順守している炭鉱というのは、厳密にいへば炭鉱もないのではないかと、この見解を持っています。その証拠には、保安法、保安規則を順奉すれば、ある程度作業能率が落ちるということは、もう常識だと思ひます。さういふことは国会で言つていかどうか知りませんが、実は私はさういふ実態認識をしておるわけなんです。したがって、さういふ面から考えますと、保安が守られていないという認定と、それに基づいて廃止勧告をするのと、それから一方においては合理化臨時措置法に基づいて山の買い上げ、スクラップ化が行なわれておる。この面にも保安の問題がやはりあるわけなんです。全然ないわけじゃない。買い上げ炭鉱は相当悪い保安の問題も内蔵しておるわけなんです。ですから明確な区切りというものは、実際問題としては、さうつけ得るものではないと思ひます。ですから、実際に悪いものはあります。かつて暴力炭鉱といふのがあったわけですから。いまはそれは一応終わつた。なかなか明確に区切りがつかない面がある。ところが残念なことに、一方の買い上げ方式は埋蔵量その他を基礎にして買い上げ額がきまるわけなんです。一方の合理化臨時措置法の場合には出炭規模が問題になるわけなんです。ですから埋蔵量が少くないところは、保安のほうで安くとも買つてもらつたほうがいい、手とり早いという面も実は出てくるわけなんです。一方において、埋蔵量の多いところは、これは保安上の問題があつても、勧告されて廃止するよりも買い上げてもらつたほうがよろしい。残念ながらさういふ矛盾がある。しかも保安上のけじめといふものは、改善をしてもできないといふべきで、それまでなんです。これはめんどうだといふことになる、実際の立法趣旨の目的はさうでなかつたけれども、いまのエネルギー革命の中でスクラッ

プ方式が急速に進んでいるという面では、これは確して考えるわけにいかなくなつてきたのではないかと、残念ながらさういふ判断を私は持つておるわけなんです。さうしますと、さういふ実態が容認されるとするならば、立法の趣旨はさうであつても、この石炭政策の面で見ると、やはりスクラップ・アンド・ビルドのスクラップ方式を促進していく、さうしたものを合理的に促進していくという面にとりしても入つてこざるを得ないと思ひます。さうなればさうなるだけ、昭和四十二年度までに一応合理化が達成するまでこの法というものは残しておく必要があるのではないかと、さういふ理由も出てくるわけなんです。私はさういふ弾力的な運用が、残念ながら現実の実態認識では望ましいと思ひます。大体私どもの見ているところでも弾力的な運用をしておると理解しておるわけなんです。さうすると、立法の趣旨、法の精神だけを考へて主張すると問題があるでしょうけれども、その面のかね合ひといふのは、実態認識で今日いさざるを得ないのではないでしょう。いかがでしようか。

〇八谷政府委員　実態問題に触れてまいりますと、先生御指摘のように、非常にむずかしい問題、むずかしいといふか、結果的に見ると非常に混淆されているような状態が見受けられるわけでもございしますが、私もさういふことはやむを得ない、こちらから積極的に廃止勧告をしていくという形をとるべきであらう、また、さういふ信念で運営しておるわけでもございします。しかし合理化臨時措置法に基づきます中にも非常に保安の悪いものが、どんなに

わゆる買い上げという形でも進んでおるわけでもございまして、これが保安法と、それから整備という形では保安の臨時措置法と合理化の臨時措置法、さういふ三本立てと申しますか、さういふ形がいいのか、あるいはもう一つ、保安の純粋性から申しますと、保安的に悪いものは保安法の本来の姿に立ち返りましてとどろん監督を厳にいたしますし、保安法の施行を厳重にいたしまして、結局合理化臨時措置法の面に追いついていくという二本立てという面も、保安の純粋性からは考えられるわけでもございします。さういふ点について現実の姿として奉仕する者のいろいろな悩みも持つておるわけでもございしますが、さういふ点につきまして、三者の問題につきましては、いまのところ一年延長でございまして、ただいま政務次官からお答えがありましたように、今後の推移は十分に見て、また再検討すべき時期が来るのではないかと考へるわけでもございします。一応私どもの考え方としては、来年度までやつていけば、それから先は何とかして保安法の厳正な施行によりまして保安の改善をし、改善がでないものはおそろく合理化臨時措置法で処分が行なわれる結果になつていくんではないだろうか、さういふようなことをたゞいままで検討したわけでもございまして、今後のことは十分に現実の姿で再考してまいりたいと思へるわけでもあります。

〇岡田(利)委員　その法の運用については弾力的になされる、一応めどは本法は一年だ、さういふことです。ただその点は一応理解できるわけです。ただ先ほど来申し上げておりますように、

実際問題として立法した当時と現実の情勢が大きく変化しているのだということがやはり忘れられてはならないと思う。それだけにそういう弾力的な運用をしてまいるのでありますから、ある一点で切つてしまつて制度が廃止されるということになりますと、それに若干の問題が残つてくるのではないかと、これは合理化臨時措置法に基づく制度と全く同じであるならば問題は無いわけですが、ところが違つておられます。炭鉱の実態によつては、保安のほうで整理したほうがよろしいという面が出てくるわけですが、しかもそういう買上げを申請するところでは、保安上は撤収作戦が長い間行なわれておりますから、よくないという実態があるというところになるわけですから、この点将来非常に問題になってくるのではないかと、こう思いますので、この点は特に十分今後検討願ひたいと思つておきます。

そこで、この廃止勧告が行なわれて買上げ申請が行なわれる。ところが一方、時間が非常にかかる場合もあるわけですが、長いのは三カ月以上四カ月もかかる山もあると思つておきます。問題はそこにいる労働者の問題なんです。保安がだめなんだ、だから廃止しなさいという勧告が行なわれた、ところが買上げまではずいぶん事務手続がかかる。もちろん炭鉱によつて差異があるし、いろいろな問題も出てくるでしょうし、あるいは鉱害の確定の問題もあるでしょうし、未払い賃金というのは概して問題はないでしょうけれども、そういう面でも非常に時間がかかるという面があると思つておきます。その場合の労働者の問題なんです。いろいろケース・バイ・ケースで違つておられると

思つておられますが、一応いいところで作業を継続していくという面もあるでしょうし、これはどうもおもしろくない、保安上の見地からすれば、ここで操業を続けることはどうも問題があるという場合も当然出てくると私は思つておられます。ですから労働者の場合には、廃止勧告されてどうせだめだということになる、ところがすみやかに交付金の決定が行なわれないと、未払い賃金もええない、けじめもつかない。これに基づいて退職金等の政府施策による手続等もとれないということになるわけですが、ですから非常に不安な、いろいろした気持ちで相当期間置かれるという問題が実はあるわけですが、この点特にいままで問題はなかったのか、いろいろな問題が出てきたとすれば、その点をお聞きしたいのと、この場合何らかの措置をとるべきではないか、これはある程度運用可能である、こういう見解を持つておられるのですが、こういう場合に何か特殊な運用上のケースというものがあれば、この場合お伺ひしたいと思つておきます。

○八谷政府委員 廃止勧告後のいわゆる鉱業権消滅までの問題だと思つておられます。法的には鉱業権が消滅するといふ時期までは執行することができなわけですが、それが廃止勧告をいしたしつても、それから承諾するかしないかといふことを労働者において話し合ひを進め、そして承諾書を出して交付金を申請する。ところが、そういうふうにしてそのあとで鉱業権の消滅といふことが起こるわけではございませんが、実際問題としては、そういうふうないろいろ操業が続けられ、それもこちらが指摘した悪い部分をやめまして、

鉱業権消滅まで握るといふことが可能であるし、そういう例もあつたわけではございません。しかし先生御指摘のように、早く離職金、未払い賃金等を交付しない、やもすると人心の動揺から逆に災害がそういう期間に起きる、こういうことを私も非常に心配しておりましたが、いままで廃止勧告をした炭鉱では幸ひその後災害が起きたといふような事例は、私どもは聞いていないわけではございません。大部分が、たゞいま申ししますように、すぐに労使双方で話し合つてやめるか、あるいはいふ部分だけを握つて手続を待つというふうな実態であつたかと思つておられます。いづれにしても、先ほど申しますような人心の動揺といふものがある場合には大きな災害に結びつくといふこともあるわけではございませんので、こういう点につきまして、一日も早く鉱業権消滅まで持つていく、その段階は、小さくなりますけれども、出炭させて、あるいは相手方の決断を早くさせる、交付金の申請を早くさせるというふうな指導になつてくると思つておられます。そういう面の事務を的確に急速に進めるように今後大いに努力してまいりたい、かように考えます。

○岡田(利)委員 先ほど説明を受けたところでは、廃止勧告をして廃止勧告に應じなかつた炭鉱数は、いままで本法を運用してから三炭鉱である、そのうち二炭鉱は廃止勧告に基づいて改善計画を出して改善をしておる、こういう説明が実はあつたわけですが、私はこれは非常にかたがた問題点ではないかと思つておられますが、廃止勧告をされて、その勧告に基づいて改善ができるよ

うな炭鉱に廃止勧告が行なわれるといふことになりましたと、鉱業権者は保安をサボる最たるものだ、こう思つておられます。日常保安監督業務が行なわれておるのですから、それはもう相当指摘をしておると思つておられます。その場合には、保安法に基づく勧告あるいは通達にはなかなかうんと言われないで改善をしない。ところがいざ廃止勧告が行なわれたら、それに基づいて改善計画を出してその実施をする。それだけの力も実はあるといふことになるわけですが、そういう炭鉱が三炭鉱ある、先ほどどうも聞いたのですが、このうち二炭鉱が改善をした。この三炭鉱の現状の保安状況は、保安監督行政の立場から見れば満足なものと理解されておるかどうか、お聞きしたいと思つておきます。

○八谷政府委員 たいだいま私が申しましたことが、そのまま改善されたといふふうにも聞えたと思つておられます。私の説明が不十分でございまして、そういう姿で改善をされておるわけではなくて、ごく手前のほうの掘りやすい部分だけに移つていった、そういう姿でやつておるわけではございまして、従来も私も、将来こういうところが経理的に、あるいは技術的に、立地条件的にやつていくかどうか、現状は悪い、こういう姿で勧告をしておるわけではございまして、いままでの姿をすつかり変換させまして、手前の掘れるところを掘つていく、こういう姿で生き延びまして、結局三つの炭鉱のうち二つは、改善されたのではなくて、ほとんどそういう姿で廃棄されてきた。その中には共同鉱業権者との問題等々なかなか調子が合わないといふようなことも権利者間であつたわけではござい

が、いづれにいたしましても二つはほとんど閉山状況に現在なつてきておるわけではございまして。それからまた残りの一つは、その当時においては改善されたわけではございまして、その後の追跡ではまた若干とも悪くなつてきておる、こういうところもあるわけではございまして。しかしこれは今後十分に監督をして、改善も聞かなかつたわけですから、最後に保安法の厳正な運用による以外にはない、かように考えております。

○岡田(利)委員 これは法の運用からいへば、当然そこは危険だから改善すべきだといふ改善勧告をする、あるいはそれで聞かなかければ命令が出せるわけですね。それがなくて、法としては裏づけのある保安臨時措置法もあるし、比較的小さい炭鉱であるし、これは廃止勧告をしたほうが手取り早いといふ面もあるわけですね。そういう中からいま述べられたようなケースが出てきたのです。これはむしろ、移つて採掘できる地域が残つておるならば、これは当然改善勧告を出してそれが改善できないとすれば、どういふ部分か知りませんが、新しい地山のそういう箇所に移るといふことが、実際は保安法の中ですでに行なわれなければならぬ事項だと思つておられます。そういう実績があつて廃止勧告が行なわれるといふのが、私はたてまえからいって常道ではないかと思つておられます。ですから廃止勧告といふのはいづれは死刑の宣告である、こう実はわれわれは理解しておるわけなんです。たまたま死刑宣告をしたけれどももういふ山もあつたといふケースが出てくるわけですが、私はそういう意味で、この廃止勧告をする前

に保安法上の運用というものがやはり先んじて考えらるべきだ、それが改善できなければ廃止勧告になりますよというものが、運用する場合には筋のようないやうな気がするわけだ。概してそういう方向で行なわれておられると思うのですが、そういうことの不十分な面から、廃止勧告に感じないで、改善できないから今度新しいところに移るというところになってくるのだと思うのですが、このケースの場合には、保安法上の改善通達、あるいはそれ以上の改善勧告、あるいは命令というものが出されておったかどうか伺っておきたいと思うわけだ。

○八谷政府委員 この三炭鉱につきましては、これはいづれも九州の炭鉱でございまして、再三にわたって通達等を出してまいったわけだ。しかし、いまだどうしてこのうちが考へておられるような改善が行なわれないかということ、最終的に廃止の勧告をやったわけだ。九州のこのうふうな山につきまして、たゞいま何回というふうな資料を持ってまいって、おきませんけれども、再三にわたって改善すべくやってきたその結果に基づいておるわけだ。

○岡田(利)委員 これは保安局に直接関係がないのですが、先般大浜炭鉱にまいりましたときに、遺族の方から、いま炭鉱は資金繰りも非常に苦しい、しかし雇用の場を失うというところはこれはまた非常に問題であるという立場の中で、炭鉱労働者は相当合理化に協力をしておる。しかも、話し合いで労働組合が大幅な賃金ダウンをするというケースも非常に多くなつておるわけだ。大浜炭鉱の場合には労働組合が

ないのですが、これも低賃金で会社の再建に長い間協力しておる。ところが一たび災害が起きると、死亡した方々は、賃金を下げて協力したために、これは災害補償が非常に少なくなるわけだ。八十万もあつたところが五十万か四十万であるという矛盾が出ておるわけだ。もちろんこのうふうなケースは中小企業の場合にもあるでしょうが、特にエネルギー革命の激しい炭鉱の場合には、そういうケースが非常に多くなりつゝあるわけだ。私はこれは非常に問題だと思ふわけだ。私はこれは非常に問題だと思ふわけだ。私はこれは非常に問題だと思ふわけだ。

これは直接所管でありませんが、これは現実には鉱山保安の行政の面から、死亡災害は最近減つたといつても、産業別から見ると比較にならない高率を示しておる。〔委員長退席、始開委員長代理着席〕

したがってそういう面は私は、石炭の合理化政策の中から、通産省としてもやはり労働省に対してこの面の臨時的な措置といふか、特に運用について何かある一定期間研究をする必要があるのではないか、こう思ふわけだ。これは直接所管の問題ではありませんが、通産省としてそういう点についてこの矛盾を解決するため、最低保証といふか、そういうふうな面も出てくると思ふのですが、そういう面でも努力を願いたいという気持ちはあるわけだ。そういう点の努力をせられるかどうか、政務次官にひとつ伺いたい。

は、直接通産省の所管ではございませぬけれども、きわめて不合理な点があるようにも考えられますので、労働省ともよく相談いたしまして検討いたしたいと思ひます。

○岡田(利)委員 保安局長はよく御存じだと思ふのですが、いま大体大手あるいは中小でも比較規模の大きいほうの中小炭鉱では、災害者が出ておる。重傷で身体障害と認定をされる、手足を切断するとか、あるいは相当大きい機能の障害が残るといふ実例が、これまた非常に多いわけだ。あるいは死亡災害がある。そこで死亡した場合に未亡人の対策というものが、炭鉱では閉鎖性が非常に強いために、ある程度可能な限度において未亡人に職を与えるというものが、長い間の戦後の慣行としてとられておるわけだ。したがって夫がなくなれば、生計をささえるために、あるいは子供が就労でき得る年齢に達するまで、未亡人が稼働している、こういうケースが非常に多いわけだ。今度閉山を予定されておる美唄炭鉱でも、三百二十名の未亡人がおる。従業員総数が千八百くらいですが、そのうち三百二十名も未亡人がおる。田川でも、あるいは山野でも、相当高率の数を示しておるわけだ。加えて身体障害者が相当おるわけだ。これは、けがしたあと始末は保安の問題ではありませぬ。しかしながらそういう非常に災害率が高いという中から、こういう問題が派生的に生まれてきておると私は思ふのです。そうすると、そういう人を簡単に首切るわけにいかぬです。その炭鉱に自分の夫が生命をささげたのですから、あるいは炭鉱で働いて、

そしてけがをして不具になつたわけなんです。これが実は非常に大きな問題になつておるわけだ。私はこれは災害のあと始末の問題だと思ふのです。一方労働省では、これは山が閉鎖をされたり、あるいは会社で首を切れば、それは何かと始末をしないければならぬといつても、就職あつせんもなかなかできない階層なんです。これは、未亡人だけでおそらく全国で七千名近くになつておるのではないですか。それに身体障害者が相当ブラスされておる、こういう面があるわけだ。私はやはりこの点は災害のあと始末でありまして、こういう人々を仕事につけるという問題が、単に労働省だけで考えられて解決できるかどうか。合理化を進めていく場合の炭鉱の特殊性として、これはやはりいづれ仕事につけなければならぬわけだ。したがってこの点は、私は特に雇用者、あるいは労働組合もあるでしょうが、主として雇用者、企業家になるわけだ。それが、それと労働者、通産省でこの対策を一体どう進めるかということ、石炭の合理化政策を進める上に非常に大きな問題だと思ふのです。一方において厚生省にも関係があるわけだ。普通一般の場合には厚生省です。そういうことでは非常に高率なために、実際問題には解決できないわけだ。ですから私はやはりこの点は、単にこれは労働省だとか厚生省とか言わないで、広い石炭政策という意味で取り上げるべき問題だと思ふのです。ですから、これはそれぞれの省で十分連絡をとって検討してもらつて、石炭関係閣僚会議

あたりでこの問題を提起されなければならぬ時期にきておる、こう実は判断をしておるわけだ。いままでの災害率を調べれば、未亡人がどのくらい出たのかわかるわけだ。一年間に六百名ずつ死ねば、戦後十八年を経過しておるのですから、相当たいへんな数になるわけだ。十年間に六千名、七千名になる。それが十八年ですから、一万五千名くらいになるわけだ。これは全部残つておるわけだ。いまでも六百名近くは、毎年なくなつておるわけだ。したがってこの身体障害者、未亡人というものが、閉鎖性の強い炭鉱社会に今日依然として残つておる。この問題が今日社会問題になりつゝあるという時期でございまして、私は通産省としても、関係官会議あるいは連絡会議等で、この問題は石炭産業の合理化を進める上においてどうしても問題になつてきますから、関係省と十分打ち合わせをして、この対策は近く石炭関係閣僚会議でやはり方針がきめらるべきである、こう思つておるわけだ。したがってそういう点について、特に石炭合理化を進めていく直接の通産省として、この面の努力をひとつつづいていただきたいと思ふのですが、この点次官からひとつ伺ひたいと思ひます。

○廣瀬(正)政府委員 たゞいま御指摘の問題は、かなり重大な広範面にわたる問題であらうかと思ひますけれども、石炭対策に非常に強い関連を持つておりますので、御趣旨を体して十分検討を進めてまいりたい、さうに推進してまいりたいと思ひます。

○岡田(利)委員 あと二、三の質問で

やめたいと思うのですが、本法の場合には期限の延長だけの問題ですが、私は本法の期限延長一年というの、二年の時限立法で三年延長するというのは問題があると思うのですが、二年の時限立法ですから、さらに二年延長するということ、あまりない問題ではないかと思うのです。与党の議員の人も出席しておりますので、この点はひとつ検討しておいてもらいたいと思うのです。原案が一年で出ているのですが、私は二年の時限立法だから二年の延長までは可能である、当初二年のものが三年というのはいかがかと思いますが、当面私はそういう措置をとらなければ、本法は実際は十一月までですから、昭和三十九年度は十一月までは延びます。ですからこの点はひとつ政府のほうとしても若干検討しておいてもらいたいと思います。

それから保安に関する一、二の問題だけで私は質問を終わりますけれども、保安行政といいますが、各炭鉱における保安監督の面ですね、実際問題として保安と生産は車の両輪である、こう言われておいて、生産をするには必ず保安がついておるわけです。ところが保安法のたてまえから見ると、これはアメリカの鉱山保安法が何かそういうサセションの影響を受けてできた鉱山保安法であるわけです。そうして監督員という制度が設けられて、監督員の勧告というものが、当初立法されたときには非常に大きいウエイトを占めておったのです。勧告を日本的に解釈すると、どうも非常にあいまいになって、最近こういう制度が完全に死んでおるのじゃないか、実はこういう感じがするわけです。といいますの

は、鉱業権者があって、所長がおる。所長があるいはその下の人が、大体保安管理者になるわけですね。そうして保安監督員というものは、下におる人が保安監督員になってみたり、あるいは保安行政を担当しておる者が、指揮を受けておる者が保安監督員になっておる。これが一般のケースなわけです。私は、これは立法のたてまえからいえば矛盾ではないかと思う。ですから、保安監督員というものは当然鉱業権者のもとに属して、保安管理者と同等でなければならぬ、こう思うわけです。あるいはその年功とかいろいろの序列が下であつても、制度上は少なくともそうあらねばならぬのが法の精神だと思ふのです。ところが、別にそれをそうせいという規定も縮めつけも実はないわけです。やはりそういう面については、法の精神を解釈する場合に、保安監督員というものは、これは少なくとも保安管理者の指揮を受けるものであつてはならない。ですから、鉱業権者のもとに——鉱業権者が保安管理者の場合もあるでしょうけれども、概して多くの場合は鉱業権者のもとに保安管理者と保安監督員というものが、大体その年功序列は別にしても、制度的には並列されなければならぬ、実はこう思うわけです。そういうところもないわけではありませんが、ないのが非常に多いわけです。そして、保安監督員というものは、毎日入るわけにはいかぬわけです。大体いまの能力でいへば、おそらく月に一べん入ればいいほうではないかと思うのです。実は月に一べんも入れぬところもある。そうすると、保安法に基づいてその企業に配置されておる監督員の勧

告というものは、一体どう行なわれておるのか、そういうチェックがどうなされておるのかというところが、政府の保安行政につながっていく一つの面ではないかと思うのです。この点や、できるならば自主的にやられることが望ましいとは思ふわけです。十何年間運用したけれども、そうならないわけですね。ですから、この問題は保安協議会等でもひとつ議論をしていただいて、私はやはり法の精神どおりにそういう制度を行政的に指導すべきではないか、こういう見解を実は持つておるわけです。この点についてひとつ見解を承りたいと思います。

○八谷政府委員 これは御質問でございませんでしたけれども、要望だか二年延長という問題の事実関係だけを申し上げますと、法の関係では二年延長のような措置をとれば実際は二年延長ができる、こういうことになりました。来年は十二月二十四日までの施行期間でございまして、これは勧告ベースでございまして、そのあとの交付金等のベースはそのあたりになつても差しつかえないわけではありますから、実際問題としては本年度と来年度一ぱいやっていける、こういうことになるということをまず申し上げます。

の考え方として、自主監督の面、管理の面からは、この制度を生かしていくべきである、こういう観点に立ちまして、中央鉱山保安協議会等でもこの点は真剣に議論いたしまして、一つは石炭あたりについては監督員をずっと広げていくという問題と、それから監督員の地位向上と申しますか、こういう面につきましては、その社の社内のいろいろな問題等がありまして、これを現定に書くことは現実にはなかなかむずかしいという点もあつたのでございまして、監督員は生産の業務につかない、純粋の立場の監督員であつてほしいという点で、規則の改正をやりまして、監督員の本来の業務に支障を来さすような業務につかしてはならない、こういう考えで規則改正を行なつたわけではあります。一方、中央鉱山保安協議会としては、要望をいたしまして、その社における監督員の地位向上という問題も取り上げて、中央鉱山保安協議会の方から大臣に答申も出たという点もござい

ます。しかし、これでもまだ監督員が十分にその機能を発揮するようにない。その点は、御承知のとおり、やはり社内の監督員の地位だろと思ふわけではあります。どんな制度をつくりまして、地位の低い、実力のない人がそれについていた場合には、なかなかその勧告がいられないということもございまして、そういう点につきましては、たゞいま保安規則の抜本的改正を手がけておるわけでありまして、この抜本的改正に基づきまして、さらに引き続いて保安法の抜本的改正という問題が起ってくるのではないかと

いうことも予想されるわけでありまして、そういう過程において十分検討を加えてまいりたい、かように考えておるわけでありまして。

○岡田(利)委員 ぜひとつその点の検討をお願いしておきたいと思ひます。特に今度制度的に監督署ができて、これが制度化されて各ブロックに配置されておるわけです。そうしますと、やはり相互補充、相補うという面が強調されなければならぬと私は思ひます。ですから、保安監督員がいわゆる勧告をした場合には、遅滞なくこれが監督署を経由してその内容が届けられる、あるいは保安委員会が開かれたら議事録がすぐに届けられる、こういうことが制度的に運用されていかなければならぬのではないかと。そうすると、日常のそういう企業内の保安問題については、ある程度知り得るわけですから、そういう相互補充関係といひますか、相補う関係が、やはり制度の問題でもけっこうでありますし、運用の問題としてもやられることが望ましいと思ひます。いままでは監督署が制度的になつたのでありますから、今度できたのですから、そうすると、比較的小さい地点に監督員が配置されておるわけですね。そういうダイナミックな、企業内まで浸透した監督行政がある程度相互補充の関係で行なわれていくことが望ましいのではないかと、この点、検討を持ってまいりますので、この点、検討をお願いしたいと思います。

最後に、通気排水の問題ですが、炭鉱の通気排水は非常に大きな問題です。しかしながら、通気排水の一元的な機構になつていない炭鉱が、まだ非常に多くあるわけです。通気係、排水

係がはつきり全坑内にわたって一元的に管理をされるという制度になつていない炭鉱もまだあると思います。大手の場合には、そういう点については比較的進んでおるわけですが、重大災害は大体通気排水関係が非常に多いわけです。もちろんそれ以外にもケースはございますけれども、大体安定してくれば、通気排水の問題がやはり一元的に管理されなければならぬし、指示権が一元的になされていかなければならぬのではないかと、こういう見解を持つておるわけです。大体これから炭鉱が近代化されますと、相当高名な炭鉱が残るわけです。したがって、従来起きた豊州とか、あるいは炭鉱は概して消えていく。ですから、そういう面から考えますと、通気排水の管理といえますか、あるいは指示権といえますか、そういうものが全坑的に一元化されることが望ましい。特に指定されておるガスの多い炭鉱においては、通気が独立されなければならぬ。水の比較的多いところは、排水が独立されなければならぬ。この機構は、もし一朝何か問題があると、ものすごい災害を引き起こすわけですから、そういう面もあわせて炭鉱近代化の一環として、保安管理行政の面として検討されるべきではないか、こう思いますので、この点ひとつ検討を要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○始関委員長代理 次会は明二十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

昭和三十八年五月二十七日印刷

昭和三十八年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局